

全国健康関係主管課長会議資料

平成24年2月3日(金)

於：中央合同庁舎第5号館 低層棟講堂

厚生労働省健康局
疾患対策室
臓器移植対策室

目 次

1. 臓器移植対策について	
(1) 臓器移植の体制整備について ······	1
(2) 虐待を受けた児童への対応について ······	1
(3) 臓器移植対策に関する普及啓発について ······	1
(4) 臓器提供に関する関係医療機関の理解及び協力の確保について ······	2
2. 造血幹細胞移植対策について	
(1) 骨髄及び末梢血幹細胞移植対策について ······	3
(2) さい帯血移植対策について ······	4
3. その他連絡事項 ······	5

1. 臓器移植対策について

(1) 臓器移植の体制整備について

臓器移植については、「臓器の移植に関する法律」（平成9年法律第104号）に基づき、その円滑な推進を図ってきた。法に基づく脳死下での臓器提供は、これまでに全国で159例（平成23年12月31日現在）行われ、平成22年7月の改正臓器移植法施行後、脳死下臓器提供事例が着実に増加している。

しかしながら、これらのほとんどが改正法施行に伴い可能となった家族（遺族）の承諾による臓器提供であり、本人の意思表示に基づく臓器提供は増加していない。このため、一人でも多くの方に移植医療について理解していただき、一人ひとりが、臓器を「提供する」「提供しない」にかかわらず、意思表示していただくための普及啓発が重要となっている。

各都道府県においては、運転免許証及び健康保険証に、順次、意思表示欄が設けられてきている点を踏まえ、本人に「意思表示をしていただくこと」に力点を置いた各種普及啓発に取り組んでいただくようお願いする。

また、腎臓移植については、今なお多くの方が移植を待ち望んでいることから、各都道府県においても、都道府県民の医療を考える場合に臓器移植についても十分配慮し、都道府県臓器移植コーディネーター等を通じ、管内の医療機関への啓発活動等にも御尽力願いたい。

(2) 虐待を受けた児童への対応について

改正臓器移植法では、虐待を受けた児童から臓器が提供されることのないよう、適切に対応することとされ、ガイドライン上、医療機関は、虐待防止委員会等の院内体制の下で虐待の疑いの有無を確認することとされている。

各都道府県においては、今後的小児の臓器提供事例により適切に対応していただくために、個人情報保護条例の特例的な扱いをするなど、医療機関から児童相談所に虐待の有無等を照会できるよう取り組んでいただくようお願いする。

(3) 臓器移植対策に関する普及啓発について

ア 改正臓器移植法の施行に伴い、運転免許証や医療保険の被保険者証の裏面に臓器提供意思表示欄が順次設けられ、また、臓器提供の意思に併せて、親族へ臓器を優先的に提供する意思表示を行うことが可能となったほか、本人の意思が不明な場合には家族（遺族）の書面による承諾により脳死判定及び臓器摘出が可能となった。こうしたことから、これまで以上に、一人ひとりが、臓器提供する／しないにかかわらず、意思を表示することが重要となり、意思表示方法の更なる普及が大きな課題となっている。

厚生労働省では、社団法人日本臓器移植ネットワークと連携しながら、①臓器提供に関する意思がより確実に確認されるようにすることを目的とした「臓器提供意思登録システム」の運用、②「臓器提供意思表示カード」や「臓器提供意思

表示シール」と臓器移植に関する知識や意思の記入方法等の説明書きが一体となったリーフレットの作成・配布など、一人でも多くの方に移植医療について理解していただき、臓器提供に関する意思表示をしていただける環境の整備を図っている。

については、各都道府県におかれでは、管轄下の市町村等（国民健康保険）や健康保険組合における医療保険の被保険者証のカード化や被保険者証の更新時等、適当な機会をとらえ、関係機関・団体の協力を得ながら、都道府県臓器移植コーディネーターとともに、これらの意思表示方法の普及及び周知について一層の御協力をお願いしたい。

なお、親族へ臓器を優先的に提供する意思は、親族優先提供の制度内容を十分に理解した上で表示していただく必要があることから、臓器提供意思登録システムによる登録を推進している。臓器提供意思登録システムは、携帯電話でQRコードを読み込んで登録することが可能であり、その普及にも配慮いただきたい。

臓器移植に関する情報については、厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/zouki_ishoku/index.html）、社団法人日本臓器移植ネットワークホームページ（<http://www.jotnw.or.jp>）又は、日本アイバンク協会ホームページ（<http://www.j-eyebook.or.jp>）を参照されたい。

イ 移植医療に関する広報については、各地方公共団体で各種の活動に御尽力いただいているが、国民への移植医療の理解を深めていくことは国及び地方公共団体の責務であることが法律上も明文化されており（法第3条）、改正臓器移植法に、新たに啓発等に関する条項（法第17条の2）が設けられたところである。これらを踏まえ、厚生労働省では、政府広報を活用した新聞・インターネット広告等を用いた広報、厚生労働省ホームページへの臓器移植に関する情報の掲載などを通じて、移植医療に関する普及啓発に努めている。各都道府県におかれても、引き続き移植医療に関する普及啓発に御尽力いただきたい。

また、毎年10月を「臓器移植普及推進月間」として、全国一斉に移植医療の普及啓発活動を行っており、平成23年度は10月22日に長野県松本市で全国大会が開催された。平成24年度は、10月13日に高知県で全国大会を開催する予定である。

（4）臓器提供に関する関係医療機関の理解及び協力の確保について

ア 脳死下での臓器提供については、「臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）」において提供可能な施設を限定している。平成23年9月30日現在、大学附属病院、救命救急センター等ガイドライン上の5類型に該当する施設は504施設であり、そのうち、厚生労働省の照会に対して臓器提供施設としての必要な体制を整えていると回答した施設は380施設、さらに18歳未満の者からの臓器提供を行うために必要な体制を整えていると回答した施設は158施設である（心停止下での腎臓・眼球（角膜）提供については、提供可能

な施設は限定していない)。

イ 改正法の施行に伴い、本人の意思が不明な場合にも家族承諾による臓器提供が可能となったこと等から、脳死下臓器提供が増加傾向にあり、これに的確に対応できるようコーディネーター等のあっせん業務従事者の増員を図るなど、あっせん体制の拡充に取り組んでいる。具体的には、平成23年度においては(社)日本臓器移植ネットワークのコーディネーターや臓器提供施設の医療従事者に対する研修を充実するための予算を確保し、また、平成24年度予算案においては、コーディネーターの増員やドナーファミリーに対する心理的ケアの充実を図るための予算を計上している。

また、各都道府県の臓器移植連絡調整者(都道府県臓器移植コーディネーター)設置事業については、平成15年度より各都道府県において同化定着してきたこと及び各都道府県が主体性を持って事業を継続することを確保する観点から一般財源措置され、「都道府県臓器移植連絡調整者設置事業の推進について」

(平成15年3月20日付け健臓発第0320001号臓器移植対策室長通知)により、都道府県臓器移植コーディネーターの日常業務として、都道府県内の普及啓発活動に取り組んでいただくようお願いしているところである。先般の法改正の趣旨も踏まえ、引き続き、関係医療機関と日常的に連携を取りつつ、地域の実情に応じた普及啓発活動を行い、臓器提供のための体制を整えるなど、各都道府県内の臓器提供体制の拡充に努めていただくとともに、心停止下での腎臓提供も含め、臓器提供にご協力いただいている施設等を定期的に巡回し、臓器提供に対する一層の理解及び協力が得られるよう、よろしくお願いしたい。

さらに、臓器提供発生時においては、(社)日本臓器移植ネットワークと連携して臓器提供に関する情報交換や連絡調整等の業務を行っていただくようお願いしているところである。経費については、県境を跨ぐ場合も含め、ネットワークから活動費として支払っており、平成24年度予算案においても引き続き(社)日本臓器移植ネットワークへの補助対象事業としているので、活用されたい。

臓器移植を適正に実施していくためには、都道府県臓器移植コーディネーターの重要性は増すものと考えており、厚生労働省としても活動しやすい環境となるよう引き続き支援していく方針である。

2. 造血幹細胞移植対策について

(1) 骨髄及び末梢血幹細胞移植対策について

ア 白血病や重症再生不良性貧血等の血液疾患に有効な治療法である骨髄移植の推進を図るため、平成3年12月から骨髄バンク事業を実施している。平成23年12月末における骨髄バンクドナー登録者数は40万人を超え、骨髄バンクを介して行われた移植件数は1万3千件を超えたところである。関係者の皆様の御尽力に改め